

福岡大学における公的研究費の取扱いに関する規程の概要

目的: 公的研究費を適正に運営及び管理するための取扱いに関して、必要な事項を定める。(第1条)

公的研究費とは

(1)国又は国が所管する独立行政法人から配分される公募型の競争的資金。(第3条)

